安齋漫筆

六 止

ワ 3
6625
6 上

門 ワ3
號 6625
巻 6

早稲田大學圖書館
昭26.11.5受
藏書

安齊漫筆卷之六

續世継卷三ノ内宴ノ篇

世間宴ニ琴ヲ弾ジ給ヒ

かゝせられふ人八ゝ

ゝ云

貞観拾八年三月廿日

光孝天皇ノ御代ノ年号ニ仁和ト

改元ス

笛縦横次者ヘトトヽ

あけつゝ

給ふへしれきりはつりしを給ふへし統世継
ゆくらふは天八の翁にあらし天八をのする
すゐものといへりかしこきふをいふなり
王し

統世継ゆゑの門

百志丈尊称して百鉢上人にありけると　巻六ほとおほ称
百志丈の百は大ある数をあまたあると云なり　志丈は諸
大夫にて四位五位の人なり　四位五位は地下にて位
低けれとも昇殿をもゆるさるる人は殿上さふらふ
人のうちにて殿上人と云　御幸の時殿上人の御供に
さふらふとなりて伊通公いふかやき　タチキ

おほ田里

この世の中に田家を布りあまたの人あはせまり田家
とせしゆへ大田里ともいふなり

太りよそし

太りさるみは車の紋なり京文は大納言の御車の
ものとされたり　勝利に大黒金なり

御庄御封

庄ハ荘園之封ハ封戸之　庄の字封の字を作るはアヤマリナリ
太上天皇三宮等御封アリ封戸ハ民戸ヲ御ニアテ給ハルナリ

清祓ごと

祓ごとよきこともいはふると神に祈ることなり

神主ハ神主よりの事也へ袮宜ハ袮宜ふるり
かノ字ヲ袮宜とよみしも又かり今ハイカイ袮宜
袮宜こそとさのみきけん座してて
ちそけありけるかりとかりぬらん

巻九

まれの腹あち世
まれハ臭の字之臭着急須とまれくしまいく
きしもて知ら下腹何も世ハめしのさい乃るかり
枕草子にもあくせと何り腹を合せてかつ也なり
袢袂るノ俗語ハ腹あひ悪くかりて臭と好そて
そのるしと浴衣の字まで作る衒絶して紛らかし
といひしまりて臭ち袍と料理して宝暦まり遊げしかり

袍はしへのきぬとは布紫皮のしへそハいつとても
よろ足ゆら付袍とし袖くゆらかりすそのゑ袍と書
いふハ袍も世事かりたし手懐と書いらく
いあし袍りて袍すてハ世るや
着袍とさへのきぬとは裘衣（うきぬ）の一字の例そて
いるよ何らいしてきるりの袍り袴帯ハ胡服之袴帯
ハ祖ち鬆中解名と見そて是の字ま何らく
しそ袍ときゅ也へうへのきぬとは胡後まらき
る服ハらつまたらさされハ外の様ハよるまきらふ
まもしもうへ乃きぬとはまさおりとる文字袍と
中積ハ引し手懐と打ハ何り手懐ハ袍と書

ハあやまりなり草稿ハかな書にはあまた形ある事
絶ハすべて形かはれども違て趣意の形ハ詰
つまる所ハ行ひて田つくるより起りて作をあと成ハ
そてきそらあるもあたかもしとこそよみて
いなる

絶ハ束帯衣冠に汁用ゆる事と合ある一節の也
はる事ハ
持ねにさせ重衣当は上ととなへし也　布衣
すりくも上(かミ)ととれへし也
菩持衣ハ上下奥しは御事あるにひとさせ水干
すあとかはは上下と奥ししるすの体さいハ上と

いはゞ下にも間ありて上と下と一奥せさらぬ所にて上と
いふもいつも下とよみてもあるまじくは持衣ふ
ひとなあるかりきぬとするかないくは上下奥とした
ふまわるすの上下とゝ下たらぬ例も皆これ
ハよまくのなり菩提のよあるけれ

十徒　八徒ハ老さて陀ちらひりやの事
十徒　八徒ハ形ある神のもの老しやりや上又十徒　八徒と
えしらぬのと何ふの人つまらぬものまりやの事
十徒　八徒地合形よ色も形をしやまざるもあるはふの
事

十徒の形は草稿のめくらそて古勝とあけれしるぬ

一連行て明盛のあくに廣和てても葛布てても造
いつくに行てくふ宮に紙を附るもすあつのかし
きくさらあつ付のきふいしるひもあくうきかな
とはむるひもれくに付も墨紙のときは十徒元
かく廣茅花紙墨に付すの法付十徒元
立題紙 伊勢奈写も付すの付十徒元
ちは付すの元今も
公方様ほうこくかさこうき十徒元
却ても門孫のこうかき十徒元のはし付十徒
異くに袴付るくむかくに明暗袴と元人くに
情袴元せんすとくれてよく元れく

一今世医師の元すも大るにくものれ生とも紙付
ちて紙て元紙付るもくに別地のかし
一八徒くに付胴肢の別名付十徒付ちも付
八徒と元れちくくれく胴徒弟盛ちく

ちきあつきの者
雅亜紫茅形つくいのさくくの元ちとて元すきあ
つきとちくくく

中山茅陽子 雅亜形くすきあつきとあくくすき
のきのすく陽ちとさて陽ほく杉扇と書付ち
ちくあ陽付くくの節の古画とくくく年紙
扇とちくかざくくく扇の面に新のすきとく

さてなある袴よ画かうこれ遠扇わろくて彩色
まけてあるへうらのゝしとひわろや
貞丈云儀式賀茂祭使ノ車ノ章後袖ノ注ニ左
方ニ彫遠下仕(シモツカヘ)立形ヲ著ニ紅葉蒔様ニ蒲萄染衣ヲ
是遠扇ニヲとゝえるゝりされハ遠扇の名あらはれ彩
扇すへてあらん

寮之字の事

左右馬寮ト殿寮ト寮之字用事款如何
寮ト申時ハ新門ノ事此款如何
干営寮官名字彙類合小補等ニ同官ヲ為寮文
宮寮之同官謂依同官ヲ又其朋翔正宮寮弁方伝

如此人〳〵の申あはせ新門の事にかゝりは
なるへけれ其外清涼殿紫宸殿なとの外にアルニ
御所ニテ客殿ト云カコトシ
玉篇ニモ宮寮ト有之其外名の如くに候紅寺よ
て僧の居所ヲ寮ト申はハ字彙ニ所ノ文選注寮
ハ小窓之揚舟庵曰古人亦指斎著同窓為義
トミニ然ルナルヘシ寺ト云モ本宮名之大理寺
鳴臚寺等唐ノ宮舎ノ名之院モ宮名之

御位署事

内大臣征夷大将軍正二位行右近衛大将源朝臣

御名

内大臣相當ナシ征夷大将軍相當无シ相當ナキヲ棒物トス棒物ニツアル時ハ文官ヲ以テ武官ノ上ニ書ナリ棒物ニハ無ノ字ヲ不書右近衛大将ハ相當従二位ナリ正二位ノ位ニテ従二位ノ官ヲ勤ル故行ト書ク惣シテ行トスハ高キ位ヨリ卑キ官ヲ勤ル時ハ行ト書ク高キヨリヒキヽニユク意ナリ淳和特学両院ノ別當氏長者等ヲ書ル事古例ナシ御監モ書ル事古例ナシ

キリコノ事

先日答云切紙ナリ紙ハカトナリト此考誤ノキリハ割ミテ紙ハ音ヲ用ルコトヲ有マシキコトナリ變考ニコト云ハカトニテ約タルニテハキリモコモ皆訓ノ

負史考

桂秋斉カ述作セル武門故実百箇條ノ下ニ信玄ノタテナシノ鎧ハ紙製ニテ上ヘ鉄物ノ飾リヲ付クル心トミス忠寄云小谷守本ノ話ニ或人云甲斐国

山梨郡於曽村五郎ノ社ニタテナシノ銭納リアリ
トゝ傳来ヲ聞ザレハ信物ナル欤疑シキ物ナリ
此鎧紙製ナルユヘ右ノ如ク云フ欤紙製ノ鎧ノ
事錦繡萬花谷後集巻之世甲冑條々　襞紙為鎧
徐商拜ニ河中節度置備ニ征軍凡千人襞紙為鎧
矢不能動　六帖唐書巻百三十三列傳二十八條商傳ニ動ノ字作同　周唐書
秋斉コレラノ事ニ依テ作説スルカ按ルニ紙ヲ細ク
巻クハミテ札トシニ鎧ヲ威シナハ異国ノ矢ハ通
ルマシキナリ紙ヲ折リタヽミタクカサネテキリ
テ見ルニメヤスクハ不切ツキテ見ルニシハリテ
ツトヲサル物ナリ能考ヘ威シ日本ノ矢玉モ通ウ
サル様ニ威シ出来セハ柊クシテハタラキヨキ鎧ナ
ルヘシ

襞紙

襞（ベキ）　字彙ニ襞摺疊衣ニ　小補　顔會　摺巻ニ　説文ニ襞裳衣ニ

摺（ツヅ）カシタオル（カミ）紙ヲマキオリタヽミカヘ（ヒ）メコレラヘヤウモアルベシ

徐高ハ唐ノ徐高字義声ナリ　或字秋仁唐ノ直宝世ノ人ニ　忠寄考

襞タヽムトヨム又衣ノヒクミ此字ナリタヽムト
ハ折ル事ニハアラス童スル事ニ襞紙鎧ハ
糊ニテ紙ヲ幾重モ厚ク重子テ張リテ鎧ニス
ルナルヘキ欤製不知

一　紙鎧製作傳　フノリヲ水ニ浸シ取上ケ紙ニ包ミ浸
火ノ灰中ニ埋ミムシヤキニシテ取出シスリバチニテ
スリ柿渋ヲ交テコキカケンニユルメスリ合テ此
糊ニテ紙ヲイクリエモ重ネテイクメカミニスルナ
リ其度毎ニノリヲ引テノリノ上ニスナヲウスクフ
ルヒカケテホシ上ケ又其コノリヲ付ケ紙ニモノリヲ
付テ張リカサネ厚サ一分ハカリニシテ鎧ニスレ
ハ兵又貫ク事ヲ得スト云　試ザレハ用カタシ
源家ノ楯毎モ武田ノ楯毎モ紙製ナル事古書
ニ曾テ見サルヿニテ秋舟カ書ニ始テ記タリ秋
舟ヵ何ノ妄作ナリ取ニタラス

一　錦繍萬花谷ノ襞紙鎧如何ナル製作カレヲスカ
ラノカ物ハ鉈シ矢鏃モニブカルヘケレハ紙鎧
ノ製ニテモ貫クマシ此方ニテモ昔矢軍ハカ
リノ時ハ紙鎧ニテモ宜シカラン欲サレトモ此方
ノ矢シリハ甚鋭ケレハ心モトナシ昔矢軍ノ時紙
鎧ノ用ヒシ事何ノ書ニモ見ヘスカラモ此方モ後
代鉄炮出来テ鉄鎧タニ貫シハ紙鎧ハ猶貫クベ
シ鉄炮ニアラズトモ弓ニテモ敵ヲ七ハ間近ク
待受テ射レハ鎧ヲ貫サルヿナシ是弓ニテ敵ヲ
射ル習ヒ鎧ヲ射テ試ルニ貫タリ鎧ノ鉄製
タニモテニテ貫ク況ヤ紙製ヲヤ猶鉄炮ニテ

貫カン事ハ必定ナリ近世ノ軍者ト云者共タヽ
ミノ上ノ思案ニテサマ〳〵毎用ノ工ヲ巧ミ出
シテ才子ヲ欺ク者多シ秋斉ハ武人ニ非ズシテ
武門故実百箇條ト云書ヲ著シサマ〳〵バカラシ
キ事共ヲ述ヘ妄説ヲ作テ人ヲ欺クナリ
○割鞘太刀トハキザミサヤノ書誤ニテ可有之候
○孤矢トハ流矢ノ事ニテ候射手ハ不見シテ何方ヨリ
共不知矢飛走候間孤ノ所為歟ト申心ニテ候
○あまけとはんつもしてあまけり結解ある
けよのなり
結解ある　ゆるまきゝハ何のもとゝ

らるゝもとけ結しゝやうしき結のもとゝ
ふまきゝとゝぐりの義何ぞ解ふくゝを読もとけ結ハ
あるとけ結しの異所結ゝもせんとまきもせ
ゝふいもとけ結きゝや

西行後考物の門　海田素女和保ノ画後土佐門流
文云年中之人〳〵〳〵

遠国　夫説のゝゝゝゝ物つきて毎ゝ無ゝ
不結ゝゝゝゝゝゝ歌ゝゝゝゝ用ゝゝゝゝゝゝ
無ゝゝて結ん　無りゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同書

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○ナキナクノ事

一袋 [illegible] 太刀

[illegible]

一 [illegible]

一袋 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 紙ハ川のこゝろ 紙りハいふ事も不知故也
又せきすき紙ニ付有也紙さま／＼
かミ紙　うら紙とも　うらの紙とて
御返事の卷紙ハかみくして紙屋の古紙を
もいひて紙屋の人とめて こゝを作りた
るにて何事もきよらかにまさる世に紙入り
かミの紙ハ毛邊紙今ハなし　紙やハ紙屋川之
すき紙とすきし川紙ハ山城よりかミ紙とて
もちひしものなり　近衛殿御紙もかミの紙みえたり
〇大徳院様より傳へ山のもとにてかへしたまへるを
のこりしを川にて書きけり

僧正天海
長生紙記唐舎日陽あたりて御所遊ハ
されける也
〇常憲院殿　御庭の松をまきけるにて御手つからうへさせ
られしとき
清水寺命
御秘蔵の御庭の松ハいつよりかの齢を
天まてつゞいて
經てかわ増式百年までいはし
〇京極ニ達大金にて作紙より人あつかひ　別紙入御覧
又その人おいは

百錬抄八 二条院応保二年十二月十七日太上皇
供養蓮華王院ヲ准御斎會有二行幸一
一宮職統浮説或問一冊入法皇見い給篇為盗井義和他ヲ
[illegible]も所打付多穿ケ[illegible]も不拾ヲ
百錬抄 井又鳥羽天皇永久二年十一月廿九日 太上皇
供養蓮花王院行幸准御斎會
門井六宮付[illegible]ヲ兼三年三月十三日 得ヲ毒殺供
養上皇臨幸備前守忠盛造進之
百錬抄 井十六後保幸沈建ヲ之年三月二十三日乙
未午刻許炎上記姉小路室町ヲ時風吹散日方経
元清九重三条以南八条以北西ノ洞院以東京極以
西八条以南 余編蓮花王院門壁以下ハ悉焼
又大外記 師兼ノ文書全焼失之
之日蓮花王院得長寿院之事ハ行事ハ定ヲ歟
名脚志ヲ[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
系図二重大全ヲ蓮華王院 右大仏殿南称三十三ヲ堂ト 宇佐院ノ長兼年
中 鳥羽上皇初メ建得ヲ毒院ヲ安置観音像一千一軀
其後又長寛二年後白河帝建安置観音像一千一軀ヲ
称ス初ヲ鮮ヲ白蓮華王院ト 宝治年中俱炎上ス 文永年
中得ヲ二寺事見リ百錬抄
寺領十石九斗余
支配 大仏南門ヲ 松井参河

一祝者乃ゝ事用二ツ所持仕候、七月事用二ツ饗響前ヲ始
仕候、紙留三枚高下有之候類、如之補度仕候ハ
若盛ヲ以下ゝ仕候ハ
いかゝ

平元

遠行とき立て百遠ハ行の後行ものゝ
去方様ハ大長号百異しい
孔子の弟子とハ申して 祝筆 せきさい と申す 古書ゝ 秋の異ト
有しいつもとそ申ものゝ
此時武王ハ 古書号 秋異 と申した
祝屋ハ女のきものゝ 袖ゝ 度 仕きものと 袖屋 ト申ス

袖ゝ又 袖付 平元のものと申ス 内ゝの 元 ありつけこ
とあるゝやのゝ
屋のゝ屋ゝ 袖ゝ ゝ 西洋ゝ 袖付 平元のもの
ていゝ
男物男の紫衣ハ 袖ゝ 又 口 ゝ 袖ゝ 又 口 ゝ 袖ゝ 衣と
云ハ女の 衣の 下ハ 夢ゝ 衣ハ女の 袖付
袖と号ふ付ル 袖付ハ 屋ゝ
そゝやゝ
袖屋ハ ゝ 遠ゝ ゝ 西洋ゝ 百姓ゝ 紫 建 平元
の後 附 ゝ ゝ ハ 杉 彩 二十九 ゝ ゝ
屋ハ 世ゝ 政 有ゝ 又 他 衣 屋 関 宮 遠 南 衣 者 女 ゝ ハ

はらおい麻はかうんそらぬて麻うりは上のひらきたく
かたはた中央かたて板数多きうて一通くらぶれとい
上着ハ三十九枚中着は廿四枚とや紙麻階級とし
少書着よは大成よりは西時してから不定候い
平常ノ時武官太刀を帯しけり由海かり定時たる
出入し御おはせ帯しぬるけり
言上侍衛のおそうら御おもんも太刀帯しけ今
世の事ハふれて
馬面よ陰ハ我倫へうけい後書抄よ見えたり何の時よりけ
りのしや鉾おもよそかう見しいとかすものこおあらい
あるといひて定此こ付ぶてし

揚揚陣切れしふ一丁陰の事い合戦の場えても常を
ふ事い攻攻れよよ矢石初しき時事い
戦の場よ馬甲うけりき平家物語源念平中より
見えるとおほんるし
唐車　車之名よ絵名有し此国は内外持ちたえいら今
不治しその国よ由細絵紀しるもわ見えに見え
こえぬて
と車しき偏は女名偽来物よ見え偽物ももんえ
きり
むしさきのかうえ衣
袍菜子よかうら衣いあうきぬ。えびそめ。すんき。

さくら。ちへてうすいろの衣とき
見え云から衣色定られし紫も□る七□うち□□
ことは紫のうすきを紫末物はうすいろとな
ゆるしいろとかかり
とよろいはいろの花あやまりてしかるべし書
てもとかとおもひかくあやまれるかと見ゆるかは
後見のひつかふみとらへどころなし。ゆかりあ
いくし□聞え露わかしいふものとおほせは
実かりと云類おり□紫のもさき見のいろのあ
るかきてどいかにいふる□□
和名物云太平記伊勢には 回文書ノ月切 和名子 保呂 曲ノ脚中之

○附載記

キツク

キツクトハホラケツリテ有ナトニサスシノ云フ
キツク色々ノ形アリ金銀ノ紙ニテキツクヲ巻
モアリ。ツバメ。トンボク水玉ナトアリ

ツベダノ

ツヘタトハ貝ノ名ナリ 先螺ト書留。マイマイツフ
リニ似タル物之

フクメ

フクメトハフタメ鯛ナリ 干鯛ヲ洗ニ辛度アブリ
テマナ板ノ上ニ置テ槌ニテ タヽキヒシケハモノ

如ク細クナルヲムシリヲモルナリ　千ダラニヲモ
スルナリ

コザシ

コサシトハ小刺ト書テ小串モノヲ云
ヲチレ

ヲチレトハ奥ノ事ナリ　何ニテモ奥ノ子ノ事
ヲ云

ぐしく

クシクトハフリノワタヲ云フ　宗五大双帋見
ヘタリ

右ハ名書ふ　書付入覚覚い伝也　京都名軍

ヒ時代ニ祝儀ヲ云ヒ寄ヒ合ヲ云フ
ヲ行ヒ

○小寄祝の事　昔より神社のすめるあり　池一
幅庵ハ寄ヒ合ヲ別の仕

○神功皇后ハ神国と申す者ヲ住遠
い西土ヲ其の国と祝ヒて神ヒ申すヒ
ヒ彩ヒ日本と祝ヒて神ヒ申ヒ
て神の字ヒ重ねの功ヒて後代神祇の神ノ字ノ字ヒ
て付ヒられ申ヒて後代神廻アルニ伝て神ヒ
祝ふ中ヒ神ヒ申ノ祝ト申ハ打異ヒ　日本ヒ神国ト云
祝あると彩ヒて中ヒ付ヒヒヒヒられ

[illegible]

○八重垣の歌

八雲の八雲の八重垣つまごめに八重垣を作る其八重垣を

[illegible]

○天子万福之事 [illegible]

梁武帝 對摩訶目揵連問曰是何之時生毎進忽答天子万福

[illegible]

康平記曰落日 是西一点イリアイナリ漢点 落日 西二點 接伝 下ノ注ノ西二点ヲ是トニスルハ宜シカラス

日落ル

[illegible]

[illegible]山ニ落テ日光隠レテ見エス薄ニ至ル イリアヒ時ナリ 是西一点

西ニ點鐘鳴トアルハ入相ノ薄ニ当レハ古ヘ時ノ鐘ハ其

時ノ二点ニ至テ鳴シタルナルヘシ 右ノ文甚證トスヘシ

右賢考ノ趣如此歟

貞丈按古代ニ子一点丑一点或二点三点トアルニ

陸可ノ二字シ記シ[illegible]ナシ常ニ陸可ル足ノ

タルヲナル故ニ不記 康平記ニ鐘鳴ノ二字

シ記タルハ誤テ二點ニ鳴シタル故其愛ヲ

記シタルヒ愚説ニ一点ニ鳴ヘシトヒフラ賢意ニハ

一点ハ日山西ニ落ル時ニ非スト雖ヒ給フハ彼記ノ未文ノ義理ニ違ハシ彼記ニ日落山西トアルハ先酉ノ一点ノ景気ヲアラハシ示タルヽ此時鐘鳴ラズ。二点ニ鐘鳴リタル故酉二点ニ鐘鳴ト註シタルナリ賢意ハ二点鐘鳴ノ四字ニ執着シタマヒテ古ノ時ノ鐘ハ二点ニ鳴シタルナリト新説ヲ立タマフ故義理紛々セリ

又云今ノ警ヲ云ハ当時ノヿヲ記録スルニ九ツ時ナラハ日在南天ト記セハ。午ノ時ノ景気明ヽ甚下ニ午一刻ニ鐘鳴ト注スルニハ及ハズ。知レタルヿナリ。若シ午ノ二三刻ニ至テ鐘鳴タラハ午二刻又午三刻鐘鳴ト注スヘシ是常ノ法ニ違タル故注スヘキナリ。常ニ定リタル時ニ鐘鳴リタランニハ常ノヿナレハ珍シケニ記スヿハナキヽ（古人一点二点ト今ノ一刻二刻ハ同カラス此ノ右ノ論ニアワカラス）

右節の終れる中紫宋

彼者の紫生れたる独白きあるを冠玉衣と
て冠と玉衣もまとうれる紫生絵 要ある玉衣ハ梦色
ゆるる人必ず素を表ずき者 右素 又云素仏
ともも平路 去年の人仏 仏家病人の時 仏者
仏 或を彼 彼 すると 大の彼 表白る素
彼 の玉 仏 表白けれとらしめうをを行ながら

春まつ川にて藤衣にゆかりある神は春衣
のゆきまた半幅にへわらしてうらを重ね見へたる袖
くらべ見ゆかり　貞丈考

追啓
續日本紀神亀二年九月庚寅内裏生玉來ト有之
兼輝謙ノ説誤レリ
貞丈按ニ生芝成トアリシヲ印本写誤ニテ玉ト
ナキ歟　玉來ト芝木文字似タリ蕃草ノフヨ芝
本ト書シニテハナキカ

一　青色之紫来之義尤之通御尋候
桂秘抄恒例毎月八月篇ニ若所ノ書記
自二月一日至九月晦日着之

自十月一日至三月晦日着之
青色紫来ニ車太ク渡リ候ニ

艾納　廣志ニ一西國ニイツ細艾ニ似タリ又有松樹皮上緑
衣亦名艾納ト和合ノ諸香以テ可焼之
本草芳草之部ニ有之
艾納　恐クハ是ノ誤ナラン　日外艾ニ候ヘ共艾ニカキ不申テハ
ニシノ音無所詮候

三くさのあやしき物とも見てもかはふてしもくろ
きりつまかきつけ侍りもいろそのくるとき
車のれんきといふそたまやられんもあ
きらかしときこと古人のよみの筆にすかりて

常政

さくらいろとちらうつまゝの花やゝのちの世に
紀念ぐゆゝく

天明二壬寅六月

け添のくしくゆりことり前と

貞丈

ゆるもしてもしりて送るきの三枝草の月かり
つとふへきは
尽やしき我やさわきもみ枝の世らし世に
外ゆきりせん

伏奉完献速急為閲掛高落書素風尚之鶴忘安

静居萬伏請教如元

活套　出何書
　　　字義如何

久奉渇慕
台范奉奉且多君定末奉賀新正何幸承雲之厚伏雅
玉體安健爲勝忻躍龍定　令活套二字未請之処
近日渓瓶奉呈　底大介錦　教字趣　君事卒定之筆
奉復誠恐頓首死罪

三月朔日

小田原右衛門

平蔵様

仰進臣中

雲之院竹刻

以彩りたはかれたる竹釈所物語くがりい
いちいらなり

いちいらなりの一切物語さんえうきの公家
の世を三釈所
貞丈あそどうよ礼儀をおしむて
いいらし書いらめモいノ字ニテ一位いちゐ
書おのゐ
若
鋸を抵て白和幣と造る麻を抵てまち和幣と造る

卜部吉使拾きよえてい書おのあり度の皇家
とくぎり細さきて串の所抵てゆきてと名
つけ麻のうしはの青きをとくきりて細きて
串のひく抵てあとうきてと名けて祓ふ夫は祭
世の男もしるれハ何の用もなあるといれた
大古ハそとして祓えと表しいそ拙者の大古の祓
えそ風俗代なるもて神ハはおとるるのそ
神ふハ大ちの風俗ハ祭りてをうりうるのそ
とうあさしうえてくらしえ名ハかりくと一和えそ
俗代俗とかりさきて串えくきみいハ大古人えらき
てよ祭りとくくあの拙ていさてしきてと名て祓

すゝむと浄土の風俗ゆるくなりて人は落ちて弥和と
常地と名付て絹帛なとを纏りいて似る事なし此尾
まゝにて上の詞ハ常帛の事と又常帛の二字を引当て書ハ
事なれハまゝにて上の詞ハ誹代より中略したる詞にて
浄家の風俗に準し候て地事残金と浄土と似より
なりけれハ残金の詞に浄衣と見ておしあてて用
ゐていはれハなきにて常帛に似よりたる事ゆへ常
帛の字と見ておしあてゝ成りてハ残る如く残金の
事ハ詞と共にして浄衣とは修して似りおと
へきにてハ浄衣とともにして浄土のことゝありまして残
論と云ふは正義に遠ふなりなれハ今世儒者と名

のふ若ものも残金のことに関して見よりて浄土の事
とみて本として残金のことと残しむるは云ふも
さらなる川けるなれハ

伊勢平蔵貞丈云

一 前の事

よこまての寸法裾りかゝるは
下は残唐の傳ふ標に裾り外の本まて裾ひのふ
中にはすゝ
二 家の前の前ハ何の付用としるは
三 ふくらとふくらハ何のゆへなるは

四 裾袖の事

すけ[illegible]ふ位大[illegible]ら[illegible]
木ハ[illegible]ツ[illegible]ふ 外木ハ[illegible]
[illegible]の方ハ用ハ祝[illegible]とハ中ハ大小共親疎
有しに拵ヘ又ハ如此の扇[illegible]木ハ拵
ツ[illegible]ふ

五月十八日

常改

奉答

一筋之事　和名抄に椙を祓ニ言ハ永漢語抄を作久木筋なし

すけ人堂上法衣被付候筋すけノ長サ一尺八寸上ノ
筋不同ハ度ヲ不同候多ハ同一ニ不記之候ニ内
ニ金泉ノ筋すけハ一尺二寸六分ハ幅上二寸分

下ハ分厚サ上ニ分ハ下二分端除之
木ハ古ハ椙ヲ切テ作候後代花押ノ位ノ椙木
ヲ用ハ位ト一位ト祝候心ニテハ然ハ椙ハイ
チ。井ノカナシ如此カナツカヒ遠候ヲ祝ニ用候ハ
後代ノ事ニ而候歌ニ蓋ヲ遠ニヨセテヨムト同日ノ
法ニテ候蓋ハあゐやを遠あひとゐ[illegible]トノカナツ
カヒ西[illegible]別ヨシ候歌後成定家此已来ノ歌ニ有
之候いちひいちゐノ別ナキモ[illegible]ノ事ニ
モ候ハ歟
象牙ノ筋ヲ牙ノ筋ト称候是ハ御即位ナトノ時
礼服ヲ著シ候時執り候

ふくらト申ハふくらの本トアテたる筋ニ削候文字ハ拾
ニテ候ニサカキ苦モサヽキ苦云 大和国ノ方言ニ
テハ ふくらをゞトヲ 又他所ニテふくらの本と
もを モ系ふくはきさよ仰う火ゝ河ゝ也ハ
ゝ 本の色ゆくきめ細ク
拵扇之事 すぢ之さ大小有之大抵ハ長八
寸有之候ゝ中の地之定ハ小ゝ見へい本拵
ゝ申ハ拵扇ト申い
女房の袖扇と定すゝ所見ル一定ニ之故大小
板形之ハ有し モ紙貼有之ニ為上位ハ貼紙
のるハ付きと用ゆ一地のゝ又ハ

袖扇あま拵拵ゝ

奉答

一 袖扇ゝトハ唐扇ゝ唐扇ゝ孔雀鳳凰獅
子虎鶴鹿の類之絵ヲ画ゝ 又ハ あきゝ ゝ
画きりゝ 和扇ゝハ 梅桜柳 花若松 芦 蓮 孔
雀の類と画きりゝ
一 侍医ゝハ 面付ゝ ゝ おきゝ ゝ 新ゝ
天子の 所 侍 居 医師 ゝ 言ゝ 四 侍医
ハ 職員令 職 所 ゝ 見 侍 醫ハ 地下ゝ 四 見
ゝ 堂 殿 ゝ 堂 殿 ゝ 清涼殿の 殿 ゝ あふ
殿ゝ間ゝ ゝ ゝ の 殿 ゝ 侍 候 ゝ

[illegible]

一用行ハ今月修月の用ヲ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]と[illegible]
[illegible]

一さしこのかしらハさしハ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

紙[illegible]
[illegible]

一[illegible]ヒサクトリノ事矢ノハキヤウノ由学
[illegible]カノ羽ノ事ヲ矢[illegible]
羽ノ上ノ白きヲ[illegible]て上ノ白き所のアルヤウニ
羽トリとシテ大きりとひさごもとい羽ヲ方
の角ヲ[illegible]
やいひさごの[illegible]
[illegible]白きのこと事とひさごのこと事といふ
ト[illegible]ヒサクトリト事ハあや
[illegible]

[illegible]

[illegible]

平貞文

伊勢先生より来

齊腹

神[illegible]大[illegible]吠[illegible]小齊腹[illegible]とふ事[illegible]大安い
大[illegible]潔安すれ[illegible]
小安いこ[illegible]
の人乃方り腹とわ[illegible]の[illegible]
白布[illegible]山[illegible]の[illegible]
の移[illegible]安腹[illegible]

[illegible]小足下沙[illegible]
小袖[illegible]

浄衣

今[illegible]布衣[illegible]祭腹[illegible]
天布[illegible]神古[illegible]
[illegible]の時[illegible]
[illegible]浄衣の時[illegible]
[illegible]
[illegible]

と中ゑのよう者（引紙）にて山ゑとまとあそ話

貞丈記

活套　未詳傳奥案活套ヲ活ル言葉　套ハ長ク延ル言葉ノ大ト
事ノ大細ヲ発（アバル オヌ アバル ノブル オヌ アキラカニ）スルヲ活套ト云フナ

右意案ノ字或西ヲ通フヤ如何傳士ノ方ヘ問遣
シ候処イマダ返答ナシ　答ハ追テ申上ル

一カタリノ事定運ヲ占フヲ古言ニハ不及足ラザルヲ
芳も云フ云ル

一西ノ武砦石出ル処ノ國ノ名ハ若大蔵武ル内蔵武ル
ノ中ニテモ可有之ル

女方髪ヲ結ブヲ結と画シ髪ヲ髪衣の内（髪と髪
ヒヲ結と画リ水ヲ水ヲ髪ヒ女方の他所ヘ出る時の結
ヲ結ヒ結ヒ結ヒ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の考ヘ行ハ必ず生ずる事ハ一行の所為なれ
ハ行ハ古義の所為の書ハ出ずるなり

一日本史巻百四十一経行ノ伝

経行字琵琶有氷藍譽

是師ヨリ増シメリト云事ハ荀子曰ク学不可已青
出於藍而青於藍氷生於水而寒於水

堀ケ辺ハ氷藍譽トハ事ハ何ノ書ニモ未見
氷藍譽荀子ノ文ニテ出所明ナリ如此ノ説ハ古伝
ヲ略シテ用ル例多キ事ハ略例ニ不及文士
之雪不限之

一門書ハ保忠ノ伝

保忠序歯宣旨関白補任ノ後
序歯宣ト云事何ノ事ニ候ヤ
序歯 序次ノ次ノ序ハ序次ト云ハ序次ノ次ノ次ノ序ハ
年老次ノ年老ノ序ハ年老ノ次ノ次ノ序ハ
序歯宣旨関白ト

一軍器考補三諸剣ノ事

今世搢紳ハ何ニ用タル
搢紳ハ何トヨミ候ヤ
搢又作縉字説文曰搢同字音曰縉紳ノ字本作搢
搢抑ハ〇紳玉篇ニ大帯ノ
搢紳ハ未帯ニタル人ノ事ナリ云ハ保忠

右之條奉窺候

志賀

柱杙古書ニ見アタラス 梅柱ハ柱ノ誤ナラン 柱玉篇ニ
之成切燈心トアリ 炷杙ハ杉木ヲ燈心スルナレバ即タ
イマワノ事ナルヘシ 香一タキヲ一炷ト云 炷ハ火ニ
焼クコトナリ 炷杙タイシワトヨムヘシ

折出太刀 東遊ノ歌ノ人歌合 篇ノ絵ノ詞ニ見ル
アルヤウニ出ルヤウニトアリ ウチイテハ今狩ヲ打
ノ入ニ下間ニクリ出シハ今狩ヲヘタル太刀ヲ打
出ノ大刀トヽヘシ 盛衰記ニ木曽ノ已ノ著タル笠ヲ
折出ノ笠トヽヘシカルヘシ

腹葦毛 不詳但多分白クテ腹ノ辺ノミ葦毛ナルヲヽ
ヤ馬毛変色様ニアリ

折ハヘ折ハヘ長キカトハ馬ノ大ニテノヒラカナル躰ヲ
ホメテヽヘハヘハ延ノ字ニ古今集春上ヲヽ

ちかのわれたくはへや ひろへの神ちかてて
人のもとらん 花ちる井筒 物ノ振袖ト書トアリ

貞丈考

翠簾

帽額 此字イカヽヨミ可申哉モカフトヨム
ミスノ上ニ懸ル分ヲ指ヲヽ
其ハ翠簾ノ惣シテ縁ノ中 候哉
ヘリノコトアラス

みすの上の方ハ中くらい水引キ 水引トハ下ハモカフトアル

紅トスハ色ノ事ニテ葉ヲ紅色トスルヲ花形ノ葉ト云ヘルナルヘシ花形ハ多ク紋形トスルナルヘシ又紅トハ地ノコトヲ云カ

たゝみの縁ノ文中ニ
みものゝ縁ノ切形の葉ゝ
るいとの事ハ
みものゝ切ハ多くハ
ないと形ハ一ツハ
金入の切ハ
ハ

そもゝりの四くしく
行花形トナス
多くハ用ル
行者ハ袴ヲ用ル金ヲ以ル也ニ
多ハ

たゝ西れ定法ハ
書ハ
ハ
ハ

奉同

一巻纒のまいゝ心得ハ
一細紐のまいゝ心得ハ
一束帯の冠袴ハ
一衣冠の前幸鬢トナスハ

巻纒ハ武官ノ係ニ
キ本ヲワリカケテ夾ミトメオクナリ本ハ黒クスルヒ柏
夾トハ右ニ似テ別ニ紐ヲ外ヘ巻テ小キ本ヲワ
リカケテ夾ミ留ル本ハ白木ナリ是ハ非常ノ警固
ノ時用之焼亡ナトアル時ナト如此ナリ
細紐ハ武官ノ六位以下用之是モオイカケノ冠ニアリ

細ノ縄ノ如シ平キ物ニアラス巻繻ノ如クワナニ
シテスルナリ
檜扇ハ束帯ノ時ハ持タス衣冠ノ時ニ持之束帯ニハ
笏ヲ持ナリ
衣冠ノ時草履ト云ハ草履ノ太刀ト俗ニ云衛府
ノ太刀ト本名野剣ナリ

奉向

一せんじ巻
一ひる巻 巻ハモカラキリル
一ぢくし巻
何様のまき物ぞ又何の用ぞ為ものかたりや

ぢきカラきりや
一衛府ノ太刀太刀の白さやはあやあふを用ゆる元二の
切ノ用元
一奴袴 袴ニ

右名目ハ儀式ニて所ノ用ル

言

一せんじ巻 敷物ニて巻ものゝ如き巻物
多き所千巻ほどいる巻ものゝ如きして使き多所
ゆしかまき袴ニ使きの たのもしきこと多
巻ものゝ如のまきぶくろみい巻物ふくろあり
ものゝ如ものゝ一ものゝ多きもの

一ひふをいたくこそぎたるはたらくあり
きたいをとぎ油にて腸を入るべし
大きもの多し
一はくし巻　不白紅
一塩府の大刀白さめ二切　長さ一ト三ト　古書之曲
はくしゃうい　紋はしはかし　一ヲ多用ゆる
一奴蒲　長青　まきたるのうすきてい蓋のもの
すきと長きてはい　実のうすきてい
蓋色のうすきと　今作あきとはい蔵蔵てい
ひるのしゃり野菜の葉をのうすきをてい
葱のかたいきてはいされくかしてい

用ゆるを好きこそ方にて葉をかるきとかるくこそ
とつけて用ゆると云蔵葱い即蓋色乃
うすきて長きのてはくも蔵葱いこまきれ
いやくはきとはくあるうくい紫米ゆ作る蔵
葱のよ用ゆるいゆくいみ蔵葱と長きとはは
やまりくる書と云えて

豆腐

一通行ヲキセテ　百蓮ハ行住行言ヲ百蓮ニ
宮方様永大長百蓮ハ行住行言ヲ百蓮ニ
百蓮ハ　と乳方ハ　長さ　南付　豆腐　もしう

一孔より祭りうけうとう秋菓トヤ候、古書ニハ秋菓ト
行レうすれば
也武家ニハ古書ニ皆秋菓ト有しい
袖扇ハ女のきめる袖トニハ名きゝものと袖扇トヤすゑい
こと又袖ハ遠毛のゝ字ニ
の孔付ニ遠トニ字ニコヽメト付ケ有こいて一名ハ
扇の名ハ袖ニ成ケるハ洋海
又袖鞠ニ皆 男女男の紫束のこと
袖ニ又口ハ付て云て云てあり女の長袖のこと
ふゆ長袖女の袖ニ袖と云ハ付ケ扇とて
事ニて袖扇ニ云ハ又ハ袖扇ハ

遠ハ袖ニ成ケるハ不浄ニ成ケ長袖ニ志ハし紫束毋所ハの
陸奥より入ニハ杉戸ニ成ケ三寸ニ成ケ
二寸ニ成ケ又ハ長ケ
けい人ニ成ケ扇ハ中人せ
ハ成ケ乃ち抜ケ
ハ三寸九ケ中箱ハ二寸ニ
書箱ニハ乃ち
一本弟の時武官ニ刀ハ弟しい
ニ美人の時ニ成ケ弟しい
ニ作御のゝ
今世のゝハ

遠ハ袖ニ成ケるハ不浄ニ成ケ長袖ニ志ハし紫束毋所ハの
陸奥より入ニハ杉戸ニ成ケ三寸ニ成ケ
二寸ニ成ケ又ハ長ケ
けい人ニ成ケ扇ハ中人せ
ハ成ケ乃ち抜ケ
ハ三寸九ケ中箱ハ二寸ニ
書箱ニハ乃ち
一本弟の時武官ニ刀ハ弟しい
ニ美人の時ニ成ケ弟しい
ニ作御のゝ
今世のゝハ

馬隅に致傷（カヤウ）の後書物に天之常立神の時神代の初
物（ハジメ）作り形（カタチ）なる事なし
[illegible]
[illegible]
[illegible]攻
[illegible]
天地の始記決定年中行事[illegible]
以上

神物美称

貞丈按日本紀古事紀古語拾遺等に神祇人事物ノ
美称数品有り

○天ノ何。高何
高上ヲ以テ美称トス。
○稜威ノ何。巌（イヅ）何賢（サカ）何　賢木ノ類逆矛モ賢矛ナリ
神威ノ畏ルベキヲ以テ美称トス
○廣何。羽（ハ）何　羽ハモ度ニ云
廣ヲ以テ美称トス
○大何。太（フト）何
大太ヲ以テ美称トス
○日ノ何
光輝ヲ以テ美称トス
○瑞（ミヅ）何。玉何　瑞ハ水ノ

潤沢ヲ以テ美称トス

○神何

神妙不側ヲ以テ美称トス

○磐何

堅固不易ヲ以テ美称トス

○斉何

清潔ヲ以テ美称トス（字彙注云潔ハ清ナリ）

○八何八ハ弥ノ

増益無限ヲ以テ美称トス

或ハ八数ヲ用ヒテモアリ弥ヲ八ニ寓スルナリ

○真何

正真不雑ヲ以テ美称トス

○豊何

豊饒ヲ以テ美称トス

右ノ如ナレハ齋庭齋服殿等ノ齋字ハ斉戒致齋敬斉ノ義ニ偏ナラス神衣神食等ノ神モ神祇ノ神ニ偏ナラス後世ノ人上世ノ神祇ノ事ヲ云故毎事毎物尊敬シテ美称ノ冠ラシムルニ愚考然リ賢意如何俯奉仰高諭ヲ

伊勢平蔵貞丈

奉呈

奈佐大先生玉案下

近年儒士文ヲ書クニ家ヲ家ニ作リ康ヲ康ニ作リ吉ヲ吉ニ作リ室ヲ室ニ作リ宗ヲ宗ニ作リ治ヲ治ニ作ル類点書ヲ省キ闕ク事 将軍家ノ御諱字ヲ憚ラヒ也 近世渡来ノ清土ノ書ニ先王ノ諱字ヲ用ルニハ点畫ヲ省キ闕クニ倣フ欤 此事清土ニテモ後代始ル欤 上代ニハコノ事ナクシテ先王ノ諱字ヲハ避ヲ用ヒス別ノ字ヲ代ヘ用ル也 然モ太古ニハ別ノ字ヲ代ヘ用ル事モナカリシニヤ 論語ニ用ノ諱ノ字ヲ避ズシテ用ヒタリ 古ノ国史ニモ諱ノ字ヲ避ス 公式令ニモ諱ノ字ヲ避ル事見エズ 況ヤ點畫ヲ省キ闕ク事見エス 今世儒士 将軍家ノ御諱ヨリ憚テ知テ天子ノ御諱字ノ憚ラサルハ左ヲ知ラズ前ヲ知テ後ヲ知ラズ 是時ヘトヘベシ 桓武天皇延暦四年五月丁酉ノ詔ニ 元帝當帝ノ御諱ヲ避ヘキ由 続日本紀ニ見エタリ 是ハ臣下ノ名ニ避ヘキ由ノ詔ニ 文書 文言作字ノ禁法ニハ非ス

貞丈

一 後明　山号氏名ノ形書ニ付テ ノ事ハ 後ニ作ル

一 厭月　厭一字ニテハ大ニ其ヲ伸スヲ厭ト云 其ハ ひのもと 日ハ居レドモ月ノ形ノ如ク 厭ノ形ノ如ク ひのもと 形度ノ如ク作ル也 厭ト

一接人方ハたまつる合すると云ふ何書も又面倒
すると云ふ若之とも欲深者也
一深ノ字ハ事深正字ハ之器レテ深又深ニ作ル小篆ニテ深
之字ハ深ニ作ル
設文と云ふ如
一引き板ノ事 吟味ノ——別紙を以用ル用ル
いつ也ハ也ハ
一常就事常ノ字ハ書ハ誓ハ事ハ書ハ子
ハ事ハ似せい

貞丈

一鎮石ハ人毒ハ赤き不ス人ハ毒ハ石ハ白
く赤ハ石ハ用ル石ハ用ル也年ハ毒ハ
赤ハ有ハ直ハ直ハ毒ハ毒ハ
但ハ直ハ直ハ毒ハ毒ハ
作ル毒ハ毒ハ
一魚鱗白ハ白ハ
右石ハ毒ハ毒ハ
先聞 先生患服疾瘉乎否勿急治療葬所湯事件
病間無教別 幸甚々々 蘭癖蒙不備 大貞丈
伯士来返簡

厚賜華笑薫涌三位伏維時水鉢水艸伏惟江上僅寒白露為霜。変伏維
德祥安健多福自加焉賤病服治裔無心気煩営之
症唯就幽暗之処而黙坐而已未堪晏雪之労之嚮
所領之一件大事考證之唯清藏之一事欲以通鉦考諸
考定之而未果清教寄諸之衆而待為言則偖写奉
呈　座右病中筆不尽言幸賜昭察頓首拝復

十一月三日

右傷寒論不純乎辛苦所過耳
東文百十四言改之九十六言

狂歌ども　蘭の香の月の出ぬ　点丈

寄陸梅　梅がゝの　ぬれすきかゝる　ぬるとても
　　ぬるゆめのこと
寄月郭公　つまれぬる　夜ゝ月をたすけて
　　いくふ月　ひとあてゝ
寄味噌　かいまるて　望のこゝろ　やきこゝろ
　　みてるかくこゝろ　やきこゝろ
寄桃灯　ひもはも　夫をそゝ　ワ立て
　　やゝちとてゝ　そてゝ　ゝもゝ
寄前雪作　せきこゝの　ゝ月さ　ごこゝれ　雪ゝ
　　こゝゝめ　人とまゝ　ゝまゝ

玉朱ノ事無燭譚ハ汲深ケレトモ社ハ大阪一帝室考
書ハ其ノ無獨譚ハ門ハ文類聚ノ文ヲ意改玉
朱膠カノ玉ノ字法ニテハ大塚氏事文類聚博徒類
譚ヲ人ノ言ヒ西京服下ニ朱ト有ルハ和板ニテハ若
唐本ニ有ルカト有ルカ事文ヲ類譚ニ書カレ度中
ヲ人ノ言ヒ度本ニモ既下朱ト有ルハ玉朱ハ
服下朱ニテハ自調ハ玉朱ト有テハ自調ハ下朱ヲ示
但ハ玉朱ト見法ハニテ丁有シハ

爲甚脱下朱　セヒ

爲甚脱玉朱　ホヒ

竹綱葉考

竹綱葉ノ事　歌ニ三角柏トヨメリ三角柏ト。ノ言通ス
レハ門柏ナルヘシ柏ニ三角柏トニハ樹名アカメカシハ
トニ本ナルヘシ枚　荒本草及貝原ガ大和本草等ニ
安ノ云カ如シアカメカシハノ葉ニ三ツノ尖リアレハ三ツノ
柏ト云ヘシ○日本紀逸文ノ註ニ類聚四史作三角
柏延喜式作竹綱柏又三陳野柏大宝令式ニ曰午日
造酒司人別給柏受酒而飲注ニ即爲蔓大神之太
刀年代曰神嘗祭以十七日在令斎女二人
竹綱葉盛酒每人給

忠亭ニ此酒ヲ醫ト云事不審葉ニテハ酒ハ飲カタ

カルベシ但葉ヲクホメテ酒ヲウケテ飲タル歟

野田忠兵衛ノ説　木ノ上ニカツラノヤウニオヒタルヲノ

ホリテ切オトス時ニウニナシタルヲトラズ竪サマニ

オチタル ハカリヲトルト云フ不審ヲアカメカシハノ

葉ヲ以テ考ルニ葉ニ角ノタテヌルト角ノタヽサルトアリ

桂ノ木ノ如ノシケリタル木ノ枝ヲ切リオトシテカトノシ

カトタテタルヲトリ角ノタヽザルヲトラズト云フ

ニテハナキ歟

汀綱系ハ神供ヲ盛土器ノ内ニシキ候事ニ御座リ候

忠寧

一我上古の人は河に神の地と陽のあとを分て其陽

ハ河をみて陽の義をとり其のあと陽あるて

河をうしろにして北の地をとり北の陰を

ばかりのみ河のうしろに北の字をはこれ

ありし事四方とは河にみ河北のあるとは何をもかあるる河

をこそ川ハ陽のあるあらい川のかゝはし北事を

用ひたるなり（みかの相とは陽相と

書くべきをこれも此の古代乃書法字多かり

ならんその河をみて字の書例と侍りてあてこの

書くれらハしらんを陽相とそれをもそれを分て

つとを合せて伊勢野をこれ三角をも書るをもてハ

文字を音義はれるに如ぶあて字書れ方なるもわく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]（のびて）いあるを（うちにかくれ）ふるをとり
けてのむるを（し）もぬかの称よ（神田）をもぐらのかしい
[illegible]は酒とうすたを（入て）ゐれき
[illegible]ゐて行るは沖車行るを（かさかり）ゐの
むを沖とするのをてあるを（くい）は沖食れとりる
いまるをあるをば（ほうの壁トアルモ ほうの屏リヲ）
一野田太蔵の近よ本れよりかたくのゆるよ（ものを）重
これは太蔵の詞をは（れ）くいまは所の文をいと述
遠くやしるるしい
一ふつのかしたるようむきと問もとりるを称るよるこい用
使れるよをるを（さらに）酒をも菓ときりおすきき

神爲ものを（まは）はるを信と沖者をかるるは海を
つはをるをあるを（るい）
一ふつのうるをるを（河）（ハ）れを称るよるみるるはるの菓と
れるるを菓の地る者つ（時）賢を（ものを）中
なるつをたるはるて伏して為るるはるるを定
そるるかるをるを三つて地をさるるを・はれ地
を為るつけのかるを（ち）とをるるを（ものを）るるを菓の形の
かるのるるかをるるはれる
一三角の事ものを陽のるを周を外をるるを
をるるるを（三角）のをるを外るを菓の形（ミツカド）三角
をるるるを（ものを）桝の初をあるかるるをるい

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

伊勢平氏貞文書

近陸

[illegible]カスルトハカスカニスルノ器[illegible]

微塵 [illegible] 廣摩 相は

行吉作一覧[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

曹ノウケハリ之事

一曹ノウケハリノ事ウケ張ト中名目ハ書よりまさる又不
而いろはなる必ウケ張は下有しに又ウケハリ也さる
也古書之有しに天辺の穴ゟ拵を入てモトヽリラ
之三事もつけの事ゟよりて古ハウケハリ也
とくに又後三年合戦後白河天皇十文字
結る之ゟ紙有しゟ之ハウケハリ曹ハ也十文
字ゟ張（ハ紙ノ中ニ十文字ワタリ結ヒトウケハリ
ノ代ノ用也）行ハいウケハリアルモ有之也も有し人ノ
好ゟ用て用いトゟ有ウケハリ有之ハ利用ゟ然いウケ
ハリ也しいゟ矢石中りい時ゟ之（後ニアタリい
ウケハリ有之ハ中ニ通ゟ有し）加中りい時ゟ之（後セ
ゟ高解ゟ之ハクアヒノ者ゟ之ハ矢ゟ也ケゟ城攻ト
ニ石ゟナトニ中りいハウケハリ也ケゟ安い又後代ノ後物ゟ
はかハノ事ニ也ケ南部無名ノ家秘伝ノ曹ウケ
ハリ法華ノ由軍器考四式ニ之之て紙ゟ見ケ

奉同修

一衣冠の長はゟ用ひ之事ハ平常ゟ後ゟ
用ル

はゟ用ニ之ゟ四拍ゟ之ハ不吉い平常の
之ゟ太刀ゟ之きい太刀ゟ之人（は手ゟ
ゟ用い

一文政の人名録ハ第五ノ部ニ載ル 平組明細帳

平組と云ハ百姓ノ事ニ書遠ル

一平日の美服ハかつら○衣冠ニてつかぶ

出掛ル

一文政の人筋と有之いろ〳〵ありてつかぶ

文政武官ハ筋ヲ用ル

以上

二月

別段を何い書し

一寄合徒士ノ代ニ兼ヶ切て貢ス国の天足

法をもて始てもくとこれ寄特のさらめ

寄ハ兩刀ハ〻ハ文書盛連と云ふ〻〻みの寄

ハ雅ヲ〻ふ〻〻の寄ハ寄ハ寄

〻〻〻〻〻〻〻

寄ハ百姓ハ〻〻〻〻〻〻〻

と云れい

如同世間

一鞦（レウヲウ）ハ赤革の付たる衣冠の時ハ之を用ひ今世上に用ひる足袋ハ鞦より出る 鞦ハ指の別目なり 老人ハ衣冠に
さゝぬ時ハ鞦を付ず 赤革計を付ること也 鞦と云ハ底と
も和名抄にくゝ革と有也 沓と云ハ底をたてさせるためなり
不入て是の甲是のうらをたてさせるためなり
さらばい底と入る 襪とハ如何 襪とハ如何
一古刀也刀ものゝ中ハ和と偽仗を仗の別ハ云へハ
くゝ切とる者也刀 刀ハ帯中へ差用する時ハ偽杖と
ハ軍中へ出る時ハ偽杖と云ふ 之を云る中世ハ

偽杖と云ハ古て製作する物也 偽杖を仗名ハ異なれ共実ハ同事也 今我鮮に見る所
ハ偽仗を仗名ハ異なれ共実ハ同事也 今我鮮に見る所
ハ偽仗トヨブ是上古ノ事後代ハシカラス如同
一婦人ハ女僕男僕と云ふ 僕ハ博多ハいかいこの博多ハ
尾長鳥と山鳥ハ速者の名 雷径と云
博多の絵と云て絵ハ義と云
伊の国と云ふ 也書と云ふ如同
也 博中と博形 用ふ事ハ 坂も色
きんとなく也 東之也
一扇の要ハ也 長刀 搬用 立之ト云れい

如何

一ちはの玉笄は奇地別時に常地にて奇第に不
そなへ申候

ちはの屋玉笄何とても定めなきの行是は
猶いちはよりは猶はは就（従の）こゝもちはとの
すけより玉垂考よりの

一士烏帽子は古式冠にて上下通してそなへ申
ちはり常のこゝろすしと申候

圭冠付えぼしのことあるよあれ

一傾傾と書候ことしもは猶はり行くると座とも
しと申候

傾ノ字ハ字書ニナシ和名抄ニ夾頰ノヤウ用テカウ
ケナトアリカウケチノ事ヲ外ノ古書ニハユハタトアリ
タヽリ傑トヨムハワロシキクトヂトヨムハアヤマリ

一太刀ゝ栖（スカル）師の太刀とゝ有ハ沢ハそなへて鍔ハ寄之名ハ
鳳凰ゝ寄は神名抄ノ式内ノ鳳凰寄ノ例を風ノ寄行
とゝ有

以同ノ頃はスカル太刀ニアラス大神宮ス
カル太刀也長武ニアリ其同軍器考ノ図式アリ

一供奉行幸干外供行列を体らるゝ古きこゝろ
主ゝ白ゝ白ゝの月さ丸 ちはとさけこきてとゝす沙有
えりら古きこゝろ申候

仕ノ行列ヲ体トハ云ハス練歩トテ両極足遅ノ
一所ニ立テ居ルヤウニ身ヲ動サズシソロカニ
歩ムヲ云ル ト云ヒ大臣ノ練歩習アルコトソ

堅文亮所作

第一 其人ハ其ル不成作ヲ用ル地蔵ト申モ 喜多氏 ヶ
ヤ書ク 氏ト我位ヒ ヲ不ニ隨ヲ 元所ヲモ書ヒ

第二 九条侍従殿 人ヒ中ニ 逝上清上トナス
人ヒ中 何官 実名

表巻ノウラニ書 苗氏 ウラ書トニ

第三 進上 武者小路殿 ソラ小路名トモモ人ノ居所名ヲ書ナリ

第四 清上 逝上ニハ財シメカヒ人ヒ中ノ時ハ ワキツケナ
証上 伊勢ヶ殿 伊宮所 何官 実名 ウラ書 苗氏

第五 清上ハ孝幸ヒモ之ノ所 清上ヒ書ヒ公快ノ事ハ日ヒモ清上ヒ書ヒ

第六 何官 実名 ウラカナシ

メ　伊勢伊勢ち度　ちどち

何官　実名　ウラ書ナシ

廿七

メ　伊勢国傳ち度　ちどち

何官　実名　ウラ書ナシ

名モツキツケモドキ書

廿八

メ　伊勢伯ち度　ちどち

何官　実名　ウラ書ナシ

コレラウチツケ書トイフ

メ　伊勢七面ち斛度　ツキツケナシ

官ナシ　実名　ウラ書ナシ

我家ノ付ち平貞陸ナトハ書之ウラ書ハ付箋

返書ニハワキ付ち数一巻数ニ付ち数ニ付ち平ニ

勝文ち進上洋上手書　勝文ハ内ノ侯ノ

片假字古文

ホ　全文ヲ用爾ノ沿書之

イホ　保ノ省之

ヒヘ　遍風ノ真蹟ニ見タリ片俗ニ片ち作ル片ヲ

省テヘトスル時シテヘトナル

末ソ　和ノ省ノイニ給ル故ワヲ用

川ツ　図ノ俗書図ノ図ヲ省テ川又ツトス

禾子　禰ノ俗書祢ノ祢ヲ省テネトスホ

故子ヲ用

乃ノ　全文ヲ用乃奴代切詩ノ小補韻會ニ見タリ　音ナイ下畧シテ

ナノトノ通音ナル故時シテノニ用ル

了マ　麻ノ省テ了又省テ了トス

七サ　尤ノ俗書尤ニ尤ヲ省テ七トスヒニ紛ル故

サヲ用

了ミ　美ノ省ニ了ニ紛カ故ニヲ用

ヲロ　世ノ草書ヲトヲヲ省ヲトス

凡ス　受ノ省ス

天明三年　癸卯正月十五日　伊勢平藏貞丈考

176
6
6

安齋漫筆六冊依沙汰之仕候

但此段諸譜之事

文政十二年　庚寅　二月十日　代大郎　弘賢

大岡小五郎殿